

Voters

No.24

2015年2月20日発行

特集

統一地方選挙を考える

- 統一地方選挙で問われるもの（佐々木 毅） 2
- 地方自治と統一地方選挙（金井 利之） 4
- いでよ候補者、いいのか無投票（相川 俊英） 6
- 女性地方議員を増やすには（岩本 美砂子） 8
- 農村は若者にどう向き合うべきか（坂本 誠） 10

報告 寄附の禁止 12

コーナー 情報フラッシュ 14

コーナー 名言の舞台 17

報告 統一地方選挙とは 18

連載 小中高一貫有権者教育プログラムの
開発研究(第4回) 24

コーナー 海外の選挙事情 アメリカ中間選挙 26



公益財団法人 明るい選挙推進協会

本誌は、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。



統一地方選挙で問われるもの

公益財団法人 明るい選挙推進協会 会長 佐々木 毅



|| 現在の制度の寿命

今度の統一地方選挙で何か問われるのか、あるいは、問われるべきなのか。統一地方選挙のテーマは、これまでもさまざまに議論されてきた。時代によって課題は移り、浮上するテーマも多様であった。しかし、今年には戦後七十年であることはともかくとして、従来にも増して現在の仕組みの寿命とでもいうべきものが問われる選挙になりそうである。

現在の制度の寿命に関することでは、参院の選挙制度の見直しなどはその最もよく知られた事例である。すなわち、参院の選挙制度は一票の格差問題との関係で来年の参院選を控え、いよいよ成案を得なければならなくなったが、その中では都道府県単位の地方区の抜本的見直しなども視野に入っているという。これなどは、われわれが少々の手直しでは済まない、大きな岐路に立っていることを改めて感じさせる例である。実際、他でも「今までそうだったから、これからはそうだ」という話は日々通りにくくなっている。

|| 「消滅可能性自治体が過半数」のインパクト

こうした観点で昨年最も大きな話題を提供したのが、人口減少と自治体の消滅可能性についての日本創成会議の推計であった。今年の統一地方選挙は否応なしにこの問題を住民と共に考え、それぞれの自治体の将来可能性について率直な意見交換を行う貴重な機会でなければならない。一部の地域を除いて各地域で人口の高齢化と若者の減少が進んでいることは誰でも知っている事実であるが、それを長期的な視点から、しかも、自治体の将来展望の根幹に関わる問題として提起した点で、同会議の推計の持つ意味は大きい。

バブル崩壊後の日本の政治は目の前のことに大きなエネルギーを奪われ、長期的に物事を考える習慣を失っている。特徴的な言い方をすれば、毎日の株式市場と為替市場のニュースに目が行くようになる一方で、将来のことは考えたくない、考えるのもいやであるというムードが、人口問題であれ、社会保障制度であれ、先送りの体質を助長してきた。客観情勢が厳しくなればなるほど夢物語が流行するというのは、政治的腐敗の典型的な事例であるが、そうした心配される道筋を辿ってきたのではないか。こうした状態を放置しておいて、若い世代は元気がないなどと口走ってみたところで空しさは募るばかりではないか。

消滅可能性のある自治体が過半数に近いというショッキングな指摘は、空しさの上乗りを繰り返すのと比べて、遥かに健全で真つ当な問題提起であった。

実際、どこへ行っても今やこの話題で持ちきりである。共通の話題が一気に全国津々浦々に広まった。自治体の関係者はこの問題に知らないふりをするわけにいかなくなった。政府も地方創生担当大臣を設置し、総合戦略の立案に乗り出した。しかし、政府の役割は基本的には横からの支援部隊のそれであり、主役は各自治体であることに変わりはない。

もちろん、自治体の置かれた環境は千差万別である。消滅しないと見られる自治体も多い。しかし、東京圏が典型的にそうであるように、同会議の指摘によれば、そこでも近い将来人口の急速な高齢化が進行し、それに伴うサービスの供給不足が予想されている。消滅可能性が少ないからといって迫りくる難題に無縁なわけではない。現に東京では病院から退院を迫られる一方で、規格に合致した施設に入居することもできず、制度の狭間で余生を送らざるを得ない高齢者が多々報告されている。団塊の世代の高齢化

の進展と共に、都市部の抱えるこれら諸問題の深刻化は眼前に迫っている。

今度の統一地方選挙は自治体の消滅可能性が人口に膾炙した中での最初の選挙であり、さまざまなアイデアが飛び交い、各地域の精神的なものを含めた地力が彷彿として湧き上がるような選挙でなければならない。存亡の危機と言われても目立った動きがみられないというのでは、戦後の地方自治や地方分権の内実が何だったのか、厳しく問われても仕方がない。戦後の地方政治・行政の名誉を賭けて立ち上がるのは今をおいてはないのではないか。その中から、東京一極集中といった、日本の人口動態にとって無視できない大構造問題が改めて提起され、政府の取り組みの実効性をめぐって激しいやり取りがあっても不思議ではない。政府は現在年間47万人といわれる地方から東京圏への転入者を6万人減少させる一方で、年間37万人の東京圏から地方への転出者を年間4万人増加させるとしているが、この目標値の具体的な根拠などについても大いに議論があつて然るべきである。

問われる二元代表制

この消滅可能性問題と並んで大きな塊をなすのが、現在の地方自治制度の根幹をなす二元代表制をめぐる諸問題である。これにはさまざまな問題があろう。

まず、地方議会に対する住民の視線が厳しくなっていることについては、一般に否定できないところである。特に、昨年は政務活動費の使途が全国的に話題になり、その使用手続きや支給額が上げられたことは記憶に新しい。不祥事を避け、透明化を図るためにどのような努力をするかは当然今度の選挙でも問われよう。

しかしもっと大きい問題は、地方政治において議会の果たす役割は何かについての建設的な意見が議会や議員を中心に活発な試みがなされ、それが住民の共感を得られるようにするにはどうしたらよいかという問題である。裏から言えば、首長さえ居れば議会は要らないという意見にどう応答するかである。議論のない民主政は民主政の実質を失ったものと考えられる以上、議会の役割は決して小さいものではない。そうした

観点から考えると、現在の仕組みに何か問題があるのではないかということも、そろそろ正面から検討すべき時期である。

一般に言って現在の制度の下では、地方議会は拒否権的な消極的な権限を数多く持っているが、議会の活動を能動的なものにするような権限には乏しいといったことがよく言われる。議員たちがその本来の活動の場である議会において審議の充実を超えて、積極的活動を行う仕組みを開発しなければ、地方議会のイメージは不規則なヤジや政務活動費の不始末などによって彩られかねない。ましてや、今や自治体の存続を賭けた政策の方向性が問われ、普段は政治に無関心な住民も耳を傾けざるを得ない自治体の存亡が問われる時節にこれでは甚だ不都合である。首長にとってはもちろんのこと、議員や議会にとっても、住民自治の底力が問われるこのような局面において、専ら不祥事ばかりが話題になるようでは日本の民主政にとって甚だ深刻な事態である。

したがって、地方政治の制度的な枠組みについても思い切った提案がなされ、必要な改革が話題にされて当然であろう。従来、こうした制度的な枠組み論は専ら行政単位（団体自治の枠）をめぐる権限問題が多かった一方で、その政治的な内実について議論されることが少なかった。この点に手をつけない限り、地方政治は活性化せず、そのことはひいては民主政全体の不活性化の原因になる。

*

現在の日本はあらゆる担い手が力一杯その能力を発揮し、協力し合うことによってのみ将来を初めて切り開くことができるという、厳しい状況に置かれている。自治体の消滅可能性という問題提起は地方自治にとってこれ以上あり得ない刺激的な課題設定であり、そのためには力強い歯車が地方からまわり始めなければならない。中央政府頼みの地方創生というのは一種の矛盾概念である。自治体の消滅可能性という問題設定は、自治体の議論を単純明快にする効果を持った。消滅を避けるために何をなすべきか。地方政治家も住民も単純明快に腹を括って考えるのが、今回の統一地方選挙の究極の意義ではないか。

地方自治と統一地方選挙

東京大学大学院法学政治学研究科教授 金井 利之



4年周期の統一地方選挙が、2015年4月12日・26日に行われる。代表民主制を基本とする個別の自治体において、地方選挙¹⁾の持つ重要な意味は、言うまでもない。しかし、統一地方選挙とは、全国の自治体が同時期に一斉選挙をするという意味で、集団的自治権にも関わる側面を持つ²⁾。そこで、本稿では、地方自治における統一地方選挙の問題を考えてみよう。

|| 統一日程から外れる要因～個別自治権の側面

実態として、必ずしも個々の自治体の選挙は、この時期に行われるわけではない。そもそも、個々の自治体が個々の政治日程を持つこと自体が、個別自治権の現れでもある。

その第1の要因は、新設合併である。新しい自治体が誕生すると、いわば首長・議員の任期もリセットされる。第2は、首長が任期途中で死去・辞職したり、リコールされたりする。第3には、議会も解散によって、時期がずれることはある。議会の場合、何人かが死去・辞職しても、全体選挙の時期が変わるわけではないが、解散などで、時期がずれることはある。

実際、例えば、東京都は、統一地方選挙ではない。議会は、不祥事に伴う1965年6月の自主解散によって、2年ほどずれた夏（7月）に行われる。それでも、知事選挙は統一であったが、とある知事が国政選挙の日程によって自己都合から任期途中で辞職し³⁾、次の知事も不祥事によって途中で辞職に追い込まれ、結局、冬季オリンピックのような時期に行われる。

そもそも、自治体の政治は、それぞれの自治体の事情によって異なるのが自然であるから、選挙日程が乖離することもまた、自然の流れであろう。そもそも、統一地方選挙でなければな

らないという理由は、個別自治権の観点からは、ないのかもしれない。もっとも、為政者の個人的事情で日程が変わるのは、個別自治権の観点からすれば住民軽視でもある。

|| 統一地方選挙のメリット～集団的自治権の側面

戦後地方自治の出発は、憲法・地方自治法制定により、全都道府県・市町村が同時に新生スタートした。その意味では、たまたま最初は統一であったにすぎないともいえよう。

とはいえ、実際に行われていくと、統一地方選挙にも、それなりにメリットも見出されてきた。自治体とは、個々の自治体が個体として単独で存在しているのではなく、個体群として全国の多数の自治体と、相互に関連し合い、支え合いながら存在している。その意味で、集団的自治権の様相を持っているのである。例えば、以下のようなものである。

第1に、全国的に、世論や有権者の関心を高める効果がある。個々の自治体でバラバラに選挙が行われると、マスコミ報道などの濃度は分散する。これに対して、統一地方選挙であれば、マスコミ報道などの「特集」も可能であり、それだけ耳目を惹きつけ得る。実際、50%程度の統一地方選挙に比べて、個別に散発する自治体選挙の投票率は、さらに低いのが一般的である。

第2に、全国的な自治体全体の意向を表明することができる。個々の自治体は、強大な国に比べれば、大変に脆弱なものである。その意味では、個別自治体がバラバラに意見を表明しても、国に各個撃破されて終わりである。しかし、自治体「業界」全体として、自治体の総体としての動向を表明することで、いわば「地方自治的多数決」⁴⁾を示すことで、国に対抗し、集権的

1) 慣例的に「地方選挙」と呼ばれているので、それに従っている。しかし、「国政選挙」に對置すべき概念は「自治政選挙」または「自治体選挙」であると思われる。

2) 拙稿「個別自治権と集団的自治権」『ガバナンス』2014年8月号。「地方選挙」という表現は集団的自治権を、「〇〇市長・市議会議員選挙」などという固有名詞付きの表現が個別自治権を、それぞれ背景としているものと思われる。後者は一般的に言えば、「自治政選挙」「自治体選挙」「知事選挙」「市町村長選挙」「自治体議会選挙」などと表現できよう。

な国策の圧力を押し返せるのである。つまり、集团的自治権の表明の機会なのである。

第3に、国民世論の在りかを探ることができるので、国政の中間選挙的な意味合いを持つことができる。国政選挙は、参議院でも3年周期であるし、衆議院の場合も任期4年で平均3年程度である。月々の世論調査は確かにあるが、世論調査は選挙ほどの重みを持たない。かといって、個々の自治体選挙や国政補欠選挙では、国民全体の動向は判らない。つまり、統一地方選挙にすることで、個々の自治体の政治を決めることと、国政の中間選挙的な審判を見ることと、同時に行えるのである。いわば、国政参加につながる集团的自治権なのである。

第4に、作為的・組織的な選挙を避けることができる。統一地方選挙でなければ、特定組織は、選挙のある自治体を渡り歩いて、当該支持勢力を応援・遊説できる。また、もっと言えば、選挙期日に合わせて、特に重点的に必要な地域に引っ越すことで、得票増加を図れる。ところが、統一地方選挙であれば、特定組織も全国の自治体で分散して選挙運動をしなければならない。また、その支持者も、1カ所でしか投票できず、全国を渡り歩くことはできない。

統一地方選挙の比較衡量

～集团的自治権の持つ個別的自治権に対する悪影響

しかしながら、集团的自治権を背景とする統一地方選挙には、デメリットもある。特に、個別的自治権に対する悪影響もある。長所・短所の比較衡量が必要である。

第1に、自治体の選挙において重要なことは、その自治体の政治を決めることである。報道その他で関心が高まったとしても、当該自治体の地域課題や政策が深く報道されるとは限らない。実際にも、個々の自治体で非常に重要な争点が存在すれば、相当の報道がされるものであるし、有権者の関心も高まる。まとめて統一地方選挙で報道したとしても、個々の自治体での課題を深く掘り下げることにはならない。むしろ、課題が埋没してしまう恐れすらある。

第2に、集团的自治権として自治体の総意を表明することは、統一地方選挙をしなくても、地方六団体のような自治「業界団体」によってなされ得る。さらに、民主党政権のもとでは「国と地方の協議の場」が法制化され、自治体の総意を示すルートは既にある。問題はそれをどう使うかなのである。この他にも、各地での意見書採択の積上げも有効である。

第3に、統一地方選挙を国政の中間評価として利用することは、かえって、自治体における個々の問題や課題を曖昧にして、自治に阻害的に作用する面もある。こうした現象は、「地方選挙の国政化」と呼ばれる。自治体の首長・議会での消長が、当該自治体での実績評価や期待ではなく、むしろ、国政の政権運営への賛否・是非で左右されてしまう。集团的自治権の強化は、かえって個別的自治権を危うくする。

第4に、全国を渡り歩く組織・有権者という例外を想定する必要は、ほとんどない。むしろ、政治や選挙を活性化させるには、組織が短期集中の選挙運動で疲弊するよりは、適度に分散していた方がよい。かつて言われた「亥年現象」(石川真澄)である³⁾。国政選挙で示されるべき民意を歪める恐れさえある。

おわりに

自治体選挙は、まずもって、個別的自治権に基づく、自治体ごとの代表者の選出過程である。しかし、それは、同時に全国の自治体の総意の表明により、国政への一定の影響を持たざるを得ないし、また持つべきである。自治体は集团的自治権なくしては存立しえない。

もちろん選挙ですべてが決まるわけではない。しかし、議論と合意の前提は、代表者の選出である。統一地方選挙は、個別的自治権・集团的自治権の双方に、功罪ともに大きな影響がある。

かない としゆき 1967生まれ。東京大学法学部卒。東京都立大学法学部助教授等を経て2006年から現職。専門は、自治体行政学。著書に、『自治制度』(東京大学出版会、2007年)、『実践自治体行政学』(第一法規、2010年)、『原発と自治体』(岩波書店、2012年)等

3) 最近でも似た現象は、佐賀県などで起きている。

4) 兼子 仁『行政法学』(岩波書店、1997年)

5) 3年に一度の参議院選挙と4年に1度の統一地方選挙は、12年周期の亥年に重なる(例えば2007年)。そのため、この亥年では、地方組織が疲弊してしまい、地方組織に選挙活動を依存する自民党は、夏の参議院選挙では苦戦するということである。

いでよ候補者、いいのかわ無投票



地方自治ジャーナリスト 相川 俊英

|| 広がる無投票選挙

地方自治の現場で由々しき事態が進行している。代議制民主主義が土台から崩壊しかねないもので、地方自治は重大危機に直面している。いったいそれは何か。定数を超える立候補者があられず、選挙なしで当選者が決まる「無投票選挙」の増大だ。

もともと、たった1人を選び抜く首長選での無投票は、そう異例なことではなかった。濃密な人間関係で成り立つ地域などでは、選挙後のしこりを懸念し、水面下の調整で丸く収めがちであるからだ。政策論争なしでトップが決まることも珍しくはない。誰が首長になっても、中央官庁の指示通りに行政運営していれば、そこそこうまく回っていたからだ。こうした民意を問わない民主主義の流れが昨今、地方議会にまで広がりつつある。

2011年4月の統一地方選挙で選挙となった41道府県議会の総定数2,330のうち、410人が無投票当選となった。道府県議選は1人区が多いとはいえ、無投票当選率は17.6%で2007年の16.35%を上回った。最も多かった島根県に至っては、県議定数37のうち7割を上回る26議席が投票なしで決まった。

無投票の広がりとは全国的な傾向で、市町村議選でも同様だ。直近の選挙（2014年11月まで）を調べてみると、約12%の市町村が無投票となっている。なかには長野県生坂村のように、村議選のたびに議員定数を減らしながらも選挙にこぎつけずといったケースさえある。

|| 無風選挙と低投票率が招くもの

こうした無投票の広がりとはリンクする現象が、無風選挙と低投票率である。選挙が実施されて

も立候補者が少なく、落選者はごくごく一部に限られる。例えば、2011年中の全国の市区町村議選である。立候補者が定数より1人多かったのみというケースは、約4分の1にのぼった。1人だけ落選する「無風選挙」である。これでは選挙が盛り上がるわけもなく、低投票率を生み出している。

実際、統一地方選挙での投票率は右肩下がりを続けており、前回（2011年）は5割を割り込んでしまった。市区町村議選の平均投票率は49.86%で、41道府県議選は48.15%だ。過半数の有権者が意思を示さない状態で、大量の地方議員が選出されていたのである。だが、それでも「選挙が実施されるだけままだまし」というべきかもしれない。

立候補者が激減し、低投票率と無投票選挙の激増、無風選挙の常態化が進んでいる。その結果、組織票（固定票）を持った人だけが当選する傾向がより強まり、議員の固定化に拍車がかかっている。その反対の事象として議会への新規参入がより困難となり、新陳代謝が進みにくくなっている。激しい選挙戦を繰り返すこともなく、議員間に競争原理が働かなくなっているのである。

議員の世界はまるで「悪貨が良貨を駆逐する」ものとなり、さらなる議員の質の低下を招くという負のスパイラルに陥ってしまっている。

|| 立候補者が激減する要因

では、なぜこうした由々しき事態が広がってしまったのか。根底にあるのは、選挙に背を向けて投票に行かない有権者と、議員などになる意欲を持った住民の激減である。両者は鶏と卵のような関係にあるが、後者に注目したい。

選挙に立候補する住民が激減した要因は、3

つある。

ひとつは、組織や地区の推薦などを持たない新人にとっては当選することが高い壁になっていて、意欲や能力があってもチャレンジしにくいという点である。特に働き盛りの勤め人の場合、出馬するリスクは大きい。職を投げ打って出馬しなければならないケースがほとんどで、躊躇せざるをえないのである。特定の職種の人でないとは候補しにくい社会の仕組みがある。

2つ目は、議員報酬の問題だ。議員に課せられた責任に比べて報酬が少ないと、二の足を踏む人が少なくない。議員報酬というと高額とのイメージが定着しているが、実際に高額な報酬を手にはしているのは、都道府県議や政令指定都市の市議、東京23区議など大規模自治体の議員で、小規模な市や町村の議員報酬はそれほど多くない。特に町村議の報酬は、全国平均で月額20万9,661円だ。政務活動費や費用弁償のないところも少なくない。

3つ目は、議員の仕事、役割がよくわからず、やりがいや誇りなどを感じられない点だ。実は、これが最も大きな要因ではないかと思う。要は現職議員の姿を見て、議員の仕事や議員という存在に魅力を感じないということである。

それも無理からぬことであろう。ほとんどの議員が本来の議員の役割を果たさずに、ただただ議員であり続けているのが実態であるからだ。議員の多くが次の選挙に勝つことを自らの最大の使命と考え、議員活動ではなく集票活動に日常的に血道をあげている。特定の住民のために口利きしたり、媚びを売ったりといった議員の姿を目にすれば、「自分もあになりたい」と思う人は少ないはずだ。

求められる地方選挙の活性化

だが、現実の議員の仕事ぶりが低レベルであるからといって、議員本来の役割が軽いわけではない。たしかに、これまでは議員本来の役割を果たさなくても、議員で居続けることができた。それは、誰が議員になってもそう変わらない時代であったからだ。中央官庁のいう通りに行政運営していれば、うまくいったのであ

る。財政的にも余裕があり、お上にお任せの民主主義に胡坐をかいていてすまされた時代だった。みんなで次世代にツケを回して楽しんでいられた時代ともいえる。

ところが、いまはそういう時代ではない。国・中央官庁は、もはや、日本のそれぞれの地域が抱えるさまざまな課題を解決する策と予算（カネ）を提供できなくなっており、地域の課題は地域自らの力で解決していかなければならない。つまり、それぞれの地域の自治力が求められているのである。これ以上、次世代にツケを回さないように、みんなで苦労しなければいけない時代なのである。

いままでのような議員の成り手は、むしろ不用である。住民の声に耳を傾けて地域の課題を的確にとらえ、その解決策を議会として提示する役割を果たせる人材こそが、地方議会に求められている。

この4月に統一地方選挙が控えている。無投票選挙や無風選挙で役に立たない議員を居すわらせていては、もはやどの地域ももたない。本来の議員の仕事をしちんとこなせる人を選ばないと、地域の未来は切り開けない。

もし立候補者の中にお眼鏡にかなう人がいないとなったら、「この人ならば」という人を探し出して出馬をお願いしたらどうか。それもだめだったら、ご自分が立候補することもありではないか。

負のスパイラルに陥っている地方自治を立て直すには、まずは地方選挙を活性化させねばならないと考える。民意を反映させる選挙の実現である。制度改正を待っていても埒あかないので、主権者のもうひとつの権利を行使してはどうだろうか。

あいかわ としひで 1956年生まれ。早稲田大学法学部を卒業後、放送記者を経てフリージャーナリストに。地方自治の取材で四半世紀にわたって全国各地を回り、雑誌やテレビを舞台に活動中。昨年12月にきちんと仕事をする地方議員の選び方や見分け方についての単行本『トンデモ地方議員の問題』（ディスカヴァー携書）を出版。ダイヤモンド社のニュースサイト「ダイヤモンドオンライン」に「相川俊英の地方自治腰砕け通信記」を連載中。

女性地方議員を増やすには



三重大学人文学部教授 岩本 美砂子

女性議員の増加は頭打ち

地方議員に占める女性の割合は、1980年代から上昇し、2007年に10%を超えた。平成の大合併を経て、実人数は減りつつも男性議員の減りの方が大きく、女性議員比率は右肩上がりになっている。しかし最近伸び率が頭打ちで、2008年の10.6%から2013年の11.6%まで、1パーセント上がるのに7年かかっている（図1、2）。

この4月の統一選挙でどれだけ伸びるか注目されるが、このペースで30%に達するには、127年かかることになる。ドラスティックな制度改革が必要だろう。

女性の参加は小さな問題か

本誌前号の地方議会の特集では、トピックとして政務活動費を不正流用して号泣会見した兵庫県議が取り上げられたが、その前にあった東京都議会でのセクハラ・ヤジは取り上げられなかった。大した問題でないとか、正面から論じ

るに値しない問題と判断されたのだろうか。

日本の政治行政の最大の問題のひとつは女性の参加不足だという認識があれば、看過されなかったであろう。しかもこれは東京というメトロポリタン首都で起こったのであり、片田舎の偏屈親父がおこしたのではない。本当に深刻に受け止められるべきであった。

女性議員が少ないことがヤジの原因のひとつと指摘されている。しかし、都議会は19.7%と、都道府県レベルでは最も女性議員の多い議会なのだ。

女性地方議員のリクルート源

女性地方議員のリクルート源は、どうなっているのだろうか。

- ①社会活動経歴のある専業主婦：専業主婦自体が減少し高齢化している。家族形態も多様化するなか、専業主婦に頼らないリクルート源を開発しないといけない。
- ②社会活動歴のある専門職（看護師・教員・福祉

図1 統一地方選挙における女性当選者比率

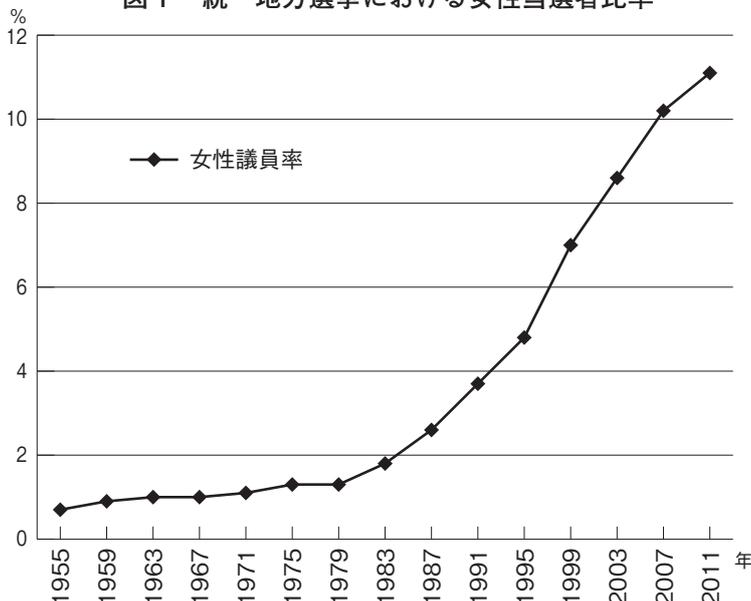
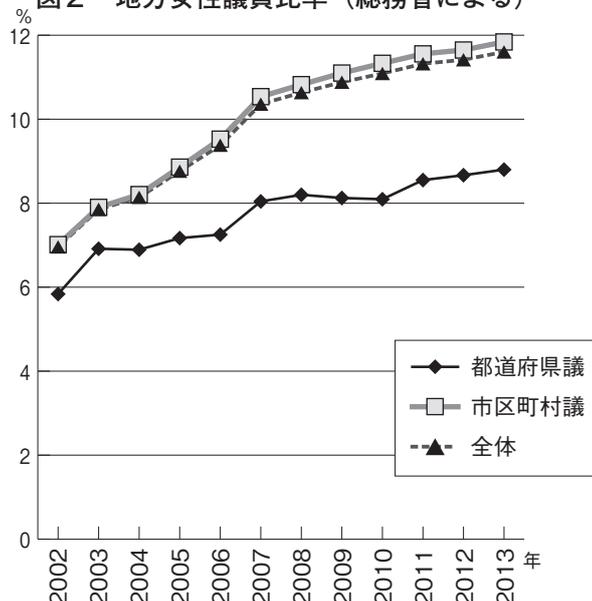


図2 地方女性議員比率（総務省による）



*市川房枝記念会 全地方議会女性議員の現状2007、女性参政60周年記念女性参政関係資料より

職など)：正規職員は多忙となり、社会活動をする余裕を失いつつある点が問題である。

- ③組織政党の党職員やその友好女性団体のリーダー層：女性議員の増加には貢献しているが、女性議員同士で党の枠を越えて繋がることには消極的である。

以上を見ると、専業主婦でなく、専門職であってもなくても、社会活動をする余裕のある若い女性たちの参加が必要だということがわかる。選挙期間は公休とし、落選した場合は元の職に復帰できるような、選挙休職制が必要だろう。これは若い男性にもチャンスを与えるが、自営業・農業に固まった長老男性のリタイアを促すには必要なことである。選挙休職期間は、子どもを保育所で預かり続けるように制度設計することも必要である。

先進民主主義国では異例に高い供託金も問題で、非正規雇用では、選挙に必要な費用が貯まらない。正規雇用で、ワーク・ライフ・バランスに加え、社会活動や選挙の準備が出来るような働き方が求められている。実は、選挙に関係なく、すべての働く男女に、こうした労働条件が必須であるのだ。

地方選挙の改革案

ここで、地方選挙制度のドラスティックな改革案をあげる。日本の地方選挙には、政党の存在を前提とした制度(政党の候補者比率によるクォータ制や、小選挙区でも各党の総候補者の半数を女性とするフランスのパリテ制)が使えない。そこで、英仏の地方選挙でとられているツイニングと、インドの女性議席のローテーションを紹介する。

ツイニングとは、隣り合う選挙区をペアとして、そこに男女ペアの候補者が立候補し、そのペアに投票するもので、必然的に半数の当選者が女性となる。

女性議席のローテーションとは、隣接する選挙区をa b cに分ける。初めの選挙では、a選挙区には女性しか立候補を認めない。b c選挙区は、男女とも立候補できる。次の選挙では、bが女性候補者のみの選挙区となり、a cでは男女が立候補できる。その次の選挙ではcが女性

候補者のみの選挙区となり、a bは男女が立候補できる。このやり方では最低33%が女性議員となる。

これらのドラスティックな改革案もありうることを考えると、日本の一部で主張されている、単記制に替えて連記制を導入する(1人区は合区しなければならない)という案は、非常に控えめに、かつ導入可能に見える。小選挙区よりも定数が多い選挙区のほうが女性は当選しやすいし、国のレベルであったが、1946年の大選挙区制限連記制での女性39名の当選は、その後の選挙制度改革を経て、2005年の小泉郵政選挙まで、破られなかった大記録であったのである。

女性議員や若い議員を増やす方法は、もっと各地で試行錯誤されてよい。そのためには、全国一律の地方選挙制度を定めている公職選挙法を改正し、しほりを緩めるべきである。

女性地方議員の社会経済的要素

県ごとの女性地方議員(都道府県議・市区町村議員の合計)は、上は東京(23.7%)下は佐賀(5.9%)まで散らばっている。これと他の要素をかけあわせてみると、男女とも学歴が高く、1人あたりの県民所得が高い地域で女性議員が多い。逆に、高齢化率・農業従事者・3世代同居率、女性の40～44歳の労働力率は負の相関で、出生率と女性議員率もわずかに負の相関がある。大都市にさえまだ女性議員が足りず、安心して産める環境が整っていないことを示すのではないか。

他方、個別の都道府県を見ると、社会経済的要素からは女性議員が少ないことになるはずの県で、長野・鳥取のように健闘している所もある。行政によるリーダーシップ講習やNPOによる選挙と議会活動に関するバックアップスクール、資金集めのための団体(米のエミリーズ・リストのような)の後押しが、不可欠だろう。

いわもと みさこ 1957年生まれ。三重大学人文学部助教授等を経て1996年から現職。専門は政治学・女性学。著作に「産む/産まない選択が行われる制度的インフラの日仏比較」岡野八代編『政治の発見①』(風行社、2010年)、「日本のジェンダーをめぐる政策過程の特徴について」『国際ジェンダー学会誌』(2013年)等。

農村は若者にどう向き合うべきか



全国町村会調査室長 坂本 誠

高齢者すら減少局面に入りつつある農村地域

一連の「増田レポート」が発表されて以来、人口問題がわが国の将来を覆う国家的問題として取り沙汰されている。「増田レポート」は2040年までに若年女性が50%以上減少する自治体を「消滅可能性都市リスト」と定義し、そのリストを公表した。リストには東京都豊島区など都市自治体も含まれてはいるが、その大半は農村である。

農村において人口減少は決して新しい問題ではなく、すでに1960年代後半より「過疎」問題として顕在化していたが、この頃は「過疎」といっても人口はまだ社会減の段階であり、若年層の流出こそ多いけれど壮年層は各集落内に残っており、地域社会の維持存続に関わる問題として語られることは少なかった。

ところが90年代以降の「過疎」は、人口が自然減に突入した点において次元を異にしており、ついには地域社会の持続可能性が問われる局面を迎えるに至ったのである。

「流動化」時代の到来

この難局を切り開く手がかりとして、若者の「田園回帰」現象を指摘する声がある。明治大学教授の小田切徳美氏は、近年、若者を中心とした都市部から農村への人口移動が起こっており、「消滅可能性都市リスト」には、こうした若者の「田園回帰」現象が反映されていないと批判する。

しかし、「田園回帰」現象を全国的な傾向として評価するのは、いささか厳しい。たしかに島根県海士町など若者の流入傾向が確認できる自治体はあるものの、そうした自治体の数はごく限られている。むしろ全国的には、2000年代に入って若者の東京への集中は以前にもまして進んでいるのが実状である。建設業の縮小や製造

業の流出に加えて、ホワイトカラー層の受け皿であった市町村や協同組合が採用を大幅に減らしたため、地方における雇用の受け皿が急激に収縮し、若年層が大都市圏一とりわけ東京に留まらざるをえなかったと推察される。

このように「田園回帰」を現象として評価できるほどの実態はまだない。とはいうものの、「田園回帰」に対するニーズは高まりつつある。

内閣府が2014年に実施した世論調査では、農山漁村地域への定住願望をもつ都市住民の割合は、2005年に比べて、大幅に増えており（2005年：20.6%→2014年：31.6%）、特に、これまで他世代に比べて農山漁村地域への定住願望が少なかった若年層（30代：17.0%→32.7%、40代：15.9%→35.0%）において顕著な伸びが確認される。

その大きな要因は、人々の生き方（ライフコース）の多様化・流動化にあると考えられる。労働市場の変化（非正規雇用の増加・終身雇用制度・年功序列賃金の弛緩）、家族形態の変化（未婚化・少子化）が進み、就職・結婚・出産・持ち家取得…というこれまでの世代が前提としてきた標準的なライフコースが失われつつあり、多様な生き方を自ら作り出す必要が求められる時代を迎えようとしている。

こうして人々の生き方が多様化・流動化する中で、自らの生き方を見出すフィールドとして、都市だけでなく農村に属する地域を志向する人々が、特に若者を中心に今後増えていく可能性は高いと考えられる。

「流動化」時代にどう向き合うか

こうして人々の生き方が多様化・流動化する時代に、農村はどういった姿勢で臨むべきだろうか。その答えとして提示したいのは、「自信をもって人を送り出し、そして迎え入れること」である。

(1) 自信をもって送り出す

誤解を恐れずに言えば、若者が農村から都市に出て行くことは決して悪いことではない。政策的に若者を農村にとどめようとするのは、大学進学率の都市・地方間格差の拡大など、地方の若者が都市に出て行きづらくなりつつある現状に照らして、ややバランスを欠いている。

さらに言えば、都市に出たい若者を無理に農村にとどめるような政策は、人材育成を滞らせ、長期的には地域の維持存続にも悪影響を及ぼす。地域づくりの現場を歩くと、その輪の中心もしくは中心に近いところには、必ずと言っていいほど、いったん進学や就職で都市に出てから地元でUターンした人々が座っている。Uターン者は地域づくりに必要な「よそもの」的な視点を持ち合わせた「地元民」というハイブリッド的な性格をもつ貴重な人材なのである。

大事なことは、外に出た後に、Uターンするにせよしないにせよ、なんらかの形で地域を支える人材となってもらえるよう、地域に生まれ育った人間としてのアイデンティティをしっかりと身につけさせた上で外に送り出すことである。

宮崎県山間部にある五ヶ瀬町は、子どもたちの7割超が中学校卒業とともに町を離れる。高校への自宅通学が地理的に難しいためであり、その状況はいかんとも変えがたい。そこで町では、彼ら彼女らがいずれは町へ戻り地域を支える人材になってもらうための素地づくりとして、小・中学校における地域の生活・文化の体験学習に力を入れている。

その集大成が中学2年次に行う東京への修学旅行である。生徒らは板橋区内の商店街にて伝統芸能を披露しながら町をPRし、自分たちが原木の駒打ち、収穫から乾燥・袋詰作業まで手がけた干し椎茸を販売する。

また、今年の夏休みには、中学生は五ヶ瀬町のまちづくりを考える宿題に取り組んだ。生徒には、町の将来に向けての課題を抽出し、具体的な解決策を考えることが求められている。自分たちで五ヶ瀬町の将来の方向性を考えられる人材を育てるのがねらいである。

昨今、学力テストの点数が地域の教育水準を測る尺度とされ、テストの結果に一喜一憂する風潮がある。たしかに英語や数学の成績を上げ

ることも重要だろう。しかし地域教育の役割はそれだけなのだろうか。五ヶ瀬町の取り組みは、そんな問いを私たちに投げかけてくれる。

(2) 自信をもって迎え入れる

都市から農村を目指す若者を進んで受け入れる姿勢が必要なのは言うまでもなく、すでに多くの自治体が力を入れているテーマでもある。しかし、単に誘致活動を行えば若者がやってくるというわけではない。若者の誘致に際しては、次の3点を強く意識する必要がある。

第1に、若者に対して実力を発揮できるチャンスを与えること。若者が農村に求めるのは単に美しい景色や自然ではない。自らの可能性を追求できる場として農村に目を向けているのである。

第2に、かといって若者に媚びないこと。すなわち、地域として若者に対して何を求めるのかを明示することである。「誰でもいいから来てほしい」では良い人材は集まらないし、移住後のミスマッチが起こりやすい。むしろ「こういう人に来てほしい」と発信すべきである。

第3に、地域自身が、次世代に地域を継承するためには自己変革も辞さない姿勢を見せること。そもそも現在我々が暮らしている地域は、時代に即応して徐々に変わり続けてきた先人の知恵と努力の賜物であり、これからも時代の変化に即して変わり続けていくことが次世代に地域を受け継いでいくための我々の責務ではないだろうか。地域がそのことに気づいているか、感性豊かな若者はすぐに見抜くことだろう。

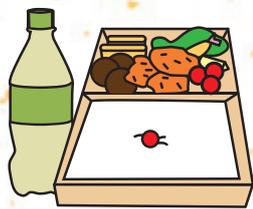
*

そこに住む人々が「こんな町」や「こんな村」などと卑下しているところには、若者はやっても来ないし戻っても来ない。「わが町」「わが村」として住民が地域を愛し、次の世代に地域をより良い形で受け継ごうと努力しているところに、若者は共感を抱き、吸い寄せられていくのである。

地方創生の出発点として、まずは地域に対する愛着と責任を住民どうしで確認し、共有する作業を行ってほしい。

さかもと まこと 1975年生まれ。農研機構農村工学研究所などを経て2011年より現職。博士(農学)。主な論文に『『人口減少社会』の罅』(『世界』、2014年9月号)。

受け取らない！
お見舞い、差し入れ
気をつけて



政治家から有権者への寄附は
受け取らない！

求めない！
お歳暮、中元
お断り



有権者は政治家に寄附を
求めない！



① 政治家の寄附の禁止

政治家（候補者、候補者になろうとする者、現に公職にある者）が選挙区内にある者に対して寄附をすること※は、その時期や名義のいかんを問わず禁止されており、次のものを除きすべて罰則の対象となります。

- ①政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀
 - ②政治家本人が自ら出席する葬式や通夜における香典
- （①や②であっても、選挙に関してなされた場合や通常一般の社交の程度をこえている場合は処罰されます。）

なお、政治家以外の者が、政治家名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されます。

※政党その他の政治団体や親族に対するもの及び政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償は除かれます。（政治教育集会に関する実費の補償のうち、食事や食料の提供は禁止され、罰則の対象となります。）

② 政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対し、寄附をするように勧誘や要求をすることも禁止されており、政治家を威迫して、あるいは政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。政治家名義の寄附を求めることも禁止され、威迫して求めると処罰されます。

③ 政治家の関係団体の寄附の禁止

政治家が役職員、構成員である団体、会社が、選挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されており、選挙に関して寄附をすると処罰されます。（政党に対するものは除かれます。）

④ 後援団体の寄附の禁止

後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対して花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期や名義のいかんを問わず、処罰されます。

⑤ あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対し、主としてあいさつを目的とする有料の広告（いわゆる名刺広告など）を新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどに出すと処罰されます。なお、政治家や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料の広告を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

⑥ 年賀状等のあいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞状などの時候のあいさつ状（電報なども含まれる）を出すことは禁止されます。

公民権の停止

①・②・③・④・⑤によって処罰されると、
公民権停止の対象となります。

贈らない！
花輪、香典
寄附になる



「三ない運動」川柳教室

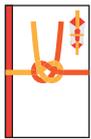
有権者にも政治家にも、
守って欲しい3つのルールがあります。



政治家は有権者に寄附を
贈らない！

寄附禁止
ルールを守って
明るい選挙

贈らない・求めない・受け取らない
三ない運動で明るい選挙



秘書等が代理で
出席する場合の結婚祝



お歳暮やお年賀



病气見舞い



町内会の集会や旅行などの
催物への寸志や飲食物の差し入れ



お祭りへの寄附や差し入れ



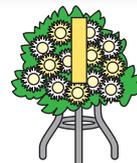
地域の運動会やスポーツ大会への
飲食物の差し入れ



入学祝・卒業祝



秘書等が代理で
出席する場合の葬式の香典



葬式の花輪・供花



落成式・開店祝の花輪

情報 フラッシュ

■ 新成人への啓発活動

今年も各地の明るい選挙推進協議会や選挙管理委員会が、新成人に対し、成人式会場等でいろいろな啓発活動を行いました。

①年賀状の宛名書き

・静岡県富士宮市明推協は、市内在住の新成人に対し、成人を祝うメッセージや選挙権を大切に使うよう呼びかける年賀状を、昭和63年から送付しています。



年賀状の宛名書きは明推協委員が担っており、今年約1,300

人分を書きました。例年、委員1人あたり約30枚を1時間程度で書きあげています。早く書き終わった委員は手書きのメッセージなどを添えるなど、想いを込めています。

・宮城県多賀城市明推協でも同様の取り組みが行われています。3回目となる今回は、市長選や衆院



選の結果報告を兼ねた研修会の後に行いました。約700人分の年賀状には、明るい選挙標語コンクールの特選作品や選挙の

執行予定を記載し、投票参加を呼びかけました。

②キャラクター模擬投票の実施

・岩手県宮古市明推協は、成人式で昨年に引き続き2回目となる「ゆるキャラ模擬投票」を実施しました。模擬投票の運営には明推協の内部組織である白バラ会の会員15人が携わり、着ぐるみのめい

すいくんとともに模擬投票への参加の呼びかけや投票立会人などを務めました。模擬投票とはいえ、初めての投票のため



か、投票の手順を確認しながら慎重に一票を投じる姿が見られました。

・長崎県雲仙市選管も今年で2回目となる「雲仙市成人式模擬投票」を行いました。昨年は雲仙市

にちなんだ食べ物を選びましたが、今年は商工会などのキャラクター3つを候補者とし、来場者にそれぞれのキャラクターの訴えや似顔絵などが書かれた「選挙公報」を配布し、式典後に1票を投じてもらいました。



・高知市選管は、市のキャラクター4つを候補者に模擬投票を行いました。選管職員や明推協委員が呼び込みを行い、参加した新成人には「めいすいくんのメモ帳」や「ハンドタオル」が渡されました。また、選挙に行くかどうかを尋ねるアンケートも実施しました。

③いろいろなテーマの模擬投票

・名古屋市北区の川中学区において行われている成人式では、選挙の持つ強いイメージを払しょくするため、平成19年から「カップルで行きたい名古屋市の施設」をテーマに模擬投票を行っています。区の明推協委員なども所属する学区連絡協議会の発案によりはじまり、北区選管は投票資材等の貸出しなど裏方として携わっています。毎年、市内の代表的な施設5つを候補としており、今回は「名古屋港水族館」に最も多くの票が集まりました。



ハタチ
20歳の投票

(選挙に関する意識調査)

当てはまる項目に☑を付けてください。問5～問7は、自由に書いてください。

- 問1 今年4月に町長・町議会議員選挙が行われます。あなたは選挙に関心がありますか。
ある どちらかといえばある どちらかといえばない ない
- 問2 あなたは選挙に行きますか。
行く 迷っている 行かない
- 問3 問2で「行く」と答えた方に質問です。そう思う理由を選んでください。
国民の義務だから 吉田町や日本が良くなってほしいから
応援する候補者がいるから 親が行けと言うから
その他 ()
- 問4 問2で「迷っている」「行かない」と答えた方に質問です。そう思う理由を選んでください。
投票に行くのが面倒だから 投票に行く時間がないから
誰を選んでいいかわからないから 政治や選挙に関心がないから
その他 ()
- 問5 問2で「迷っている」「行かない」と答えた方に質問です。どうしたら選挙に行きますか。
- 問6 もしもあなたが吉田町長だったら、どんなまちにしたいですか。
- 問7 あなたは吉田町のどこが好きですか。

※ご協力ありがとうございました。

・静岡県吉田町選管は、選挙に関するアンケートを「20歳の投票」と題し、成人式で実施しました。質問項目は「選挙に関心がありますか」「選挙に行きますか」「もしも町長だったら、どんなまちにしたい

ですか」などです。回答は投票記載台で記入し、投票箱に投函しました。アンケートの結果は2月発行の広報誌に掲載される予定です。

・岡山市の「新成人の集い」では、「岡山市の子どもたちに今、必要なこと」をテーマとした模擬投票が実施されました。これは会場で集めた新成人からの募金の寄付先を決めるものです。投票用紙には「豊かな成長」「生活の保障」「心のケア」が記載されていて、それぞれに関連する団体・施設に寄付が贈られることとなります。投票の結果、「豊かな成長」に最も多く票が集まり、子供の成長を支援する団体に贈られることになりました。

④例年、人気の記念撮影

東京都町田市選管・明推協は、成人式会場で新成人の記念撮影を毎年行っています。かつては明推協委員がボラロイドカメラで撮影し、渡していましたが、平成22年以降は写真展などを開催している市のフォトサロンのカメラマンにご協力いただき、撮影しています。行列ができるほどの人気コーナーで、明推協委員は呼び込みのほかに、撮影待ちの列の整理、着付け直し、撮影した写真と啓発物品の受け渡しなどを分担して受け持ち、スムーズな進行

アンケート用紙の規格はA5判



を図っています。本年度も会場内のお祝いの花の前で、約500人の新成人を撮影しました。

⑤投票の際のお供に選挙パスポート

山口県宇部市選管は、今回初めてパスポートを模した「選挙パスポート」を作成し、成人式で配布しました。投票したことを記録するもので、4月の統一選以降、各投票所に用意される選挙名や執行日が入った専用のスタンプで押印します。市選管の推計によると、20歳から平均寿命の80歳までの間に国政選挙が約40回、地方選挙が約60回行われることから、100個の押印スペースを設けています。また選挙の種類や投票方法など選挙に関する基礎知識も掲載されています。



⑥若者グループとコラボした啓発資材を配布

山梨県甲府市選管は、山梨大学の学生などで構成されている若者グループ「CreateFuture山梨」と連携して、クリアファイルを作成しました。「CreateFuture山梨」のメンバーが市選管に、一緒に啓発をすることができないかと持ちかけたことがきっかけです。

クリアファイルには、若者の選挙に関する意見やメッセージが掲載されています。その聴き取りや全体のデザイン、レイアウト等は「CreateFuture山梨」が担当しました。代表の齋藤さんは「掲載する内容について、発言した一人ひとりに確認し、内容が重複しないよう注意しながら選定しました。思った以上に時間と労力がかかりました」と話します。成人式では選管職員、市明推協会長や着ぐるみのめいすくんとともに「CreateFuture山梨」のメンバーも一緒に配布し、1月25日の知事選、市長選への投票参加も呼びかけました。



■ 新年早々の出前授業

・岡山県選管は倉敷市選管と連携し、1月8日に市立倉敷南小学校の6年生約100人を対象に出前授業を行いました。県選管として初めての出前授業で、



内容は選挙の仕組みの解説と県のマスコット「ももっち」や選挙のめいすいくんなど4つのキャラクターを候補者とした「キャラクター模擬投票」でした。選挙の仕組みでは、投票用紙は簡単に破れないこと、選挙権を18歳に引き下げる可能性があることなどにも触れました。投票所の受付や投票用紙の交付、開票作業なども児童が担当しました。今後は県内の各市と連携して行っていくこととしています。

補者とした「キャラクター模擬投票」でした。選挙の仕組みでは、投票用紙は簡単に破れないこと、選挙権を18歳に引き下げる可能性があることなどにも触れました。投票所の受付や投票用紙の交付、開票作業なども児童が担当しました。今後は県内の各市と連携して行っていくこととしています。

・岩手県選管・明推協は、1月9日に奥州市内の杜陵高等学校奥州校(定時制・通信制)の3、4年次の学生25人に対し、2コマを使い、「選挙啓発授業」を行いました。公立高校での実施は今回が初めてです。1コマ目では、架空の3政党を設定し、投票



先を決める際には、党名やキャッチフレーズだけではなく、主張の内容まで読み、判断することの大切さを学

んだあと、簡易投票所を設置し、実際の流れに近い形で模擬投票を体験してもらいました。2コマ目では、参院選の年代別投票率を見て若年層の投票率が低いことを認識したうえで、「投票率が低いとどんな問題が起きるか」を考え、「投票率がアップするアイデア」をテーマにグループワークを行いました。授業を行った県選管担当者は「公立高校では初めての授業だったので、生徒の反応が心配だったが、近い将来の自分たちの問題と捉え、最後まで興味を持って参加してもらえたので良かった」と話します。

・さいたま市の若者啓発グループ「E-Rail さいたま」

は1月14日に、市内の指扇北小学校の6年生98人を対象に選挙出前授業を行いました。



選挙の重要性などを伝えるミニ講義と模擬投票が行われ、その内容は、「E-Rail さいたま」が原案を作成し、市選管が助言等を行っています。今回、学校から提供された時間は1コマであったため、事前に選挙公報を配布し、また各教室に候補者ポスターの掲示を依頼し、投票に備えてもらいました。

模擬投票は「総理大臣選挙」と題し、メンバー3人が候補者となり、それぞれの公約を、身振り手振りを交えながら熱く訴えました。

開票作業中は、選挙クイズを行うなど空いた時間も児童を飽きさせない工夫が採られました。

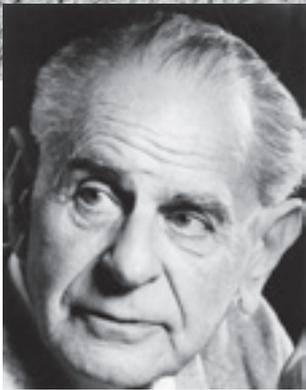
■ 選挙啓発イベント「Voter's Gate ~それでも投票しないのか~」

名古屋市選管は1月18日に新成人などの若者を対象とした選挙啓発イベント「Voter's Gate ~それでも投票しないのか~」を開催しました。若者が政治や選挙へ参加する意義について考えることを目的とし、約20人が参加しました。

参加者と同年代であるZIP-FM(FM局)のミュージックナビゲーターによる選挙に関するトークショーや、イベントの企画や運営に携わった名古屋市の若者啓発グループ「青年選挙ボランティア」の紹介、また名古屋市明推協の小野会長(名古屋大学大学院法学研究科教授)からは、今の政治状況の捉え方などの話がありました。これらを受けて行われたグループワークは、参加者が5グループに分かれ「どんな政治家を望むか」「自分が政治家になったら何をするか」「信頼できる政治になるにはどう変わって欲しいか」の3つのテーマから1つを選び、話し合いました。



名言の舞台



カール・ポパー

1902～1994年

政治形態には二つしかない 流血なしに投票で政権を交代させる 可能性のあるものと、ないものだ

20世紀最大の哲学者ともいわれるカール・ポパーは、政治についても優れた著作を残しています。『開かれた社会とその敵』がその分野の代表作ですが、小論にも見逃せないものがあります。「民主制について」*はごく短いものですが、意表を突く政治論です。

民主制は「国民の支配」などといわれますが、国民自身が支配している国など、どこにもないのですから、中身を問わなければなりません。ナチス・ドイツに併合されたオーストリアがポパーの母国ですから、安易な解決策では満足できないのでした。同じような境遇にあったヨーゼフ・シュンペーターと同様に、根底から民主制を考え直しています。

「流血なしの政権交代」という基準がその結論でして、その可能性がある形態こそが民主制だということです。そうでないなら、国民の影響は限られてしまうという主張です。そこからポパーのユニークな選挙制度論が展開されています。

政権交代に直結しやすい選挙制度こそが、民主政治のカギだといい、小選挙区制を良いとしています。「国民の要求を鏡のように反映する議会」を求める立場からは、比例代表制が主張されることが多いものの、「それは誤っている」というのです。比例代表制の下では、国民がその時の与党を野党に転落させたいと思っている場合にも、同じ党が与党の中核を占め、中小政党との連立などによって、政権を継続するケースが多いからです。

国民の選択で、不評な与党が政権から追い出されるか否かが重要だという、視座の転換が見事です。「国民の支配」という時代遅れの民主制理論は、再考されねばならないという、刺激的な議論です。

この視角からは、無競争当選などの問題を抱える地方選挙は、根本からの再検討が求められるでしょう。

(加藤 秀治郎・東洋大学教授)

ポパーの生きた時代

ポパー、ヨーロッパ	1902	22	28	30	34	37	45	46	65	76	87	94									
	生まれる	オーストリア・ウィーンに	第一次世界大戦(14~18)	哲学博士号を取得	ウィーン大学で哲学を学ぶ	中学教師に(36)	ナチスが政権掌握(33)	「探究の論理」を著す	「反証可能性」を提案	ニュージーランド移住、大学講師に	ナチスによるオーストリア併合(38)	第二次世界大戦(39~45)	「開かれた社会とその敵」出版	「流血なしの政権交代」の基準	英国のロンドン・スクール・オブ・エコノミクスで助教授、教授(69)	エリザベス女王から爵位を授与	英国学士院の正会員	「民主制の理論について」発表	比例代表制に批判的見解を表明	ベルリンの壁の崩壊(89)	死去
日本		日露戦争(04~05)	大正時代始まる(12)	関東大震災(23)	昭和時代始まる(26)	満州事変(31)	日独伊防共協定(37)	太平洋戦争(41~45)	日本国憲法施行(47)	東京オリンピック開催(64)	ロッキード事件(76)	平成時代始まる(89)									

* 名言出典：カール・ポパー「民主制の理論について」邦訳、加藤秀治郎ほか編『政治社会学』（一藝社、2013年〔第5版〕）所収

統一地方選挙とは

統一選の経緯

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙は、その団体が自主的に期日を定めて執行するのが原則ですが、特例を定める法律によって全国的に期日を統一して行うものを統一地方選挙といいます。

第2次世界大戦後、新しい地方自治制度が作られた昭和22年4月に、全地方公共団体で一斉に行われたのが、統一地方選挙の第1回に当たります。地方公共団体の議会の議員及び長の任期は4年なので、それ以降任期の途中で議会の解散や長の退職といったことがなければ、4年ごとに多くの団体に任期満了を迎えることになります。これらの地方公共団体がバラバラに期日を定めて選挙を行うことになると、選挙事務が輻輳するし、有権者も選挙運動をする者も混乱を免れません。また、期日を統一して行えば、国民の地方自治や地方選挙に対する関心を高めることが期待できます。このため、昭和26年以降も、4年ごとに特例法を作り、期日を統一して地方選挙が行われています。しかし、その後の市町村の合併、長の死亡や辞職、議会の解散などにより、統一選で行われる選挙の全地方選挙に占める割合（統一率）は下がってきています。

第17回統一選

平成23年4月に行われた第17回統一選は、同年3月11日に起こった東日本大震災のため、当初統一選での実施が予定されていた選挙のうち、岩手県知事選、岩手県議選、宮城県議選、福島県議選をはじめ、岩手、宮城、福島及び茨城県内の市町村の首長選、議員選など計60件が延期されました。この結果、統一選の執行件数（無投票を含む）は、前回の1,116件から983件になり、統一率は29.8%から27.4%に減少し

ました。

また、東日本大震災の影響により、一部地域では電力の安定供給のために計画停電が行われたため、当初の予定より期日前投票所数を減らしたり、投票時間を短縮する選管が相次ぎました。啓発活動及び選挙運動を自粛する動きは、東北、関東地方だけでなく全国的に拡がり、投票率の低下、新人候補への逆風の一大因となりました。大震災の影響を色濃く受けた、これまでにない異例づくめの選挙でした。

第18回統一選

第18回統一選については、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」が、平成26年11月19日に公布、施行されました。この特例法では、平成27年3月1日から5月31日までの間に任期満了が予定されている、地方公共団体の長と議会議員の任期満了選挙などの期日を統一しました。また、6月1日から10日までの間に任期が満了することになる地方公共団体の長と議会議員の選挙の期日を、上記の統一された期日にすることができるとされました。

都道府県及び指定都市の選挙は4月12日に、一般市区町村の選挙は4月26日に行われます。全国1,788の地方公共団体のうち、234団体（13.09%）で首長選が、747団体（41.78%）で議員選が実施される予定です。知事選は、前回より2つ（東京都と佐賀県）減り、北海道、神奈川県、福井県、三重県、奈良県、鳥取県、島根県、徳島県、福岡県、大分県の10道県で行われます。都道府県議会議員選挙の統一率は87.23%なので、多くの地域で選挙が行われることとなります（統一選の対象とならないのは岩手県、宮城県、福島県、茨城県、東京都、沖縄県）。

■第18回統一地方選挙の種類と告示日と投票日

選挙の種類	告示日	投票日
都道府県知事の選挙	3月26日	4月12日
指定都市の市長の選挙	3月29日	4月12日
都道府県及び指定都市の議会議員の選挙	4月3日	4月12日
指定都市以外の市及び特別区の議会議員及び長の選挙	4月19日	4月26日
町村の議会議員及び長の選挙	4月21日	4月26日

* 期日前投票制度は、告示日の翌日から投票日前日まで利用できます。

■統一地方選挙が行われる予定数と統一率

		都道府県(47)		指定都市(20)		その他の市(770)		特別区(23)		町村(928)		合計(1,788)		
		知事	議会議員	市長	議会議員	市長	議会議員	区長	議会議員	町村長	議会議員	首長	議会議員	合計
選挙数	第18回	10	41	5	17	88	296	12	21	119	372	234	747	981
	第17回	12	41	5	15	88	293	13	21	121	374	239	744	983
統一率 (%)	第18回	21.3	87.2	25.0	85.0	11.4	38.4	52.2	91.3	12.8	40.1	13.1	41.8	27.4
	第17回	25.5	87.2	26.3	78.9	11.5	38.2	56.5	91.3	12.9	39.9	13.3	41.5	27.4
	第16回	27.7	93.6	17.6	82.4	12.4	40.4	56.5	91.3	15.3	43.8	14.9	44.6	29.8
	第15回	23.4	93.6	7.7	92.3	17.8	58.2	60.9	91.3	21.5	48.3	21.0	51.5	36.3

※()内は、平成27年1月14日現在の各団体系数

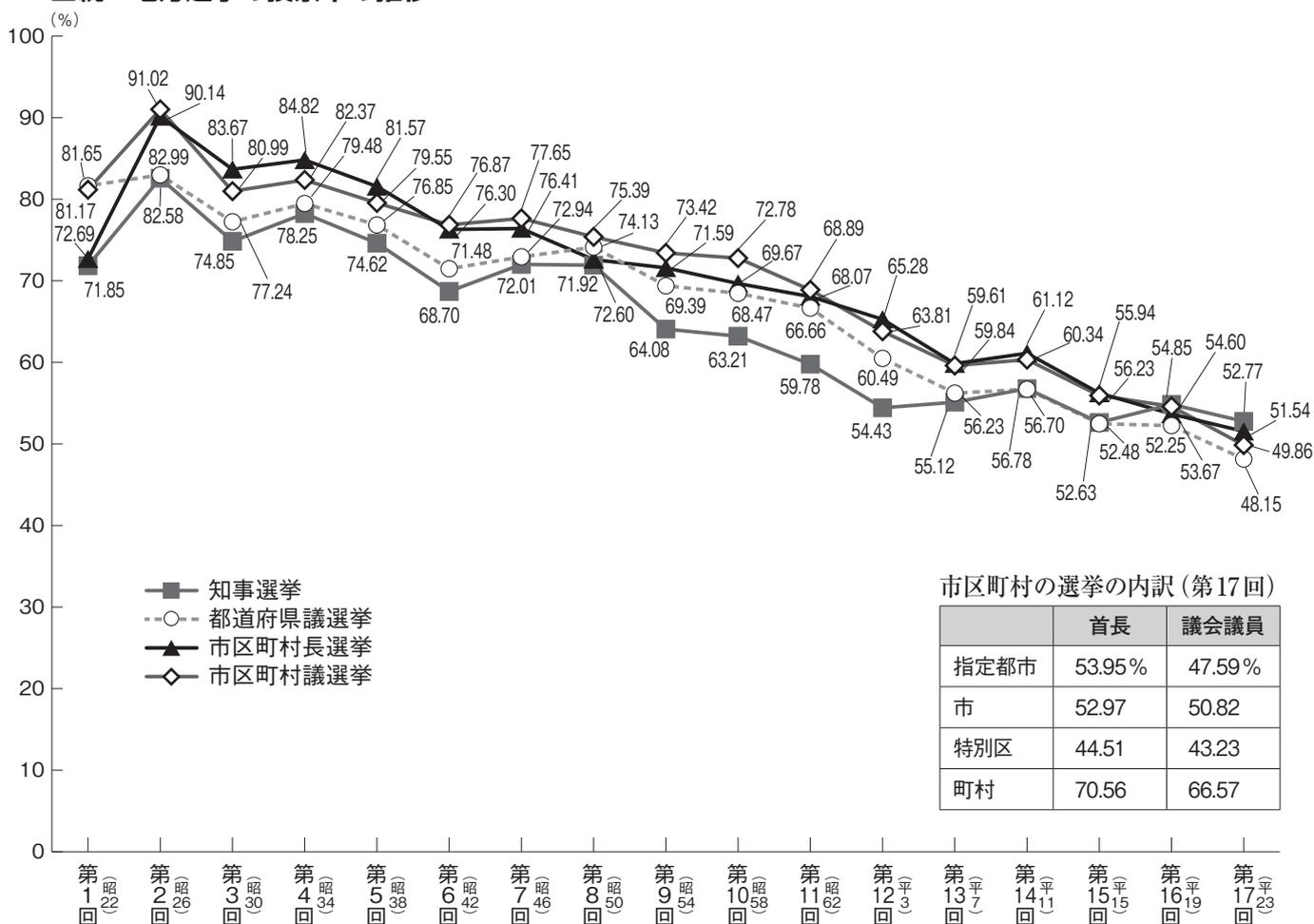
※合計団体系数：第15回=3,257、第16回=1,874、第17回=1,794、第18回=1,788。

※指定都市の数：第15回=13団体、第16回=17団体、第17回=19団体、第18回=20団体。

■女性の当選人の数

		第13回(平7)	第14回(平11)	第15回(平15)	第16回(平19)	第17回(平23)
首長	知事	0	0	1	1	1
	指定市長	0	0	0	0	0
	市長	0	2	3	2	3
	特別区長	0	0	0	0	0
	町村長	0	1	2	0	0
議員	県議	73	136	164	190	180
	指定市議	79	117	134	169	152
	市議	825	1,084	1,233	1,116	1,040
	特別区議	139	177	185	215	220
	町村議	591	867	1,034	481	409
	議員当選人の合計	1,707	2,381	2,750	2,171	2,001
	改選議席に占める割合(%)	4.8	7.0	8.6	12.1	12.8
	議員選の候補者数	2,144	3,065	3,502	2,729	2,598
	議員選の当選率(%)	79.62	77.68	78.53	79.55	77.02

統一地方選挙の投票率の推移



市区町村の選挙の内訳 (第17回)

	首長	議会議員
指定都市	53.95%	47.59%
市	52.97	50.82
特別区	44.51	43.23
町村	70.56	66.57

投票所の数

	第13回	第14回	第15回	第16回	第17回
当日投票所	69,201	72,546	68,885	65,898	58,341

期日前投票について

- ・期日前投票制度は平成15年12月に施行され、統一地方選挙では第16回(平成19年4月)から適用されています。
- ・期日前投票の利用率は、県議選では第16回は11.53%でしたが、第17回では16.57%となっています。
- ・期日前投票所の設置数は、第17回では5,188カ所。
その多くは市役所・町村役場等ですが、駅周辺に186カ所、ショッピングセンターに23カ所設置されました。
- ・第18回では、松山大学、愛媛大学、山口大学、山口県立大学、大阪大学、高知大学、香川大学、鹿児島大学等で、大学構内に期日前投票所を設置することが予定されています。

第47回衆議院議員総選挙(平成26年12月14日)後に行われた都道府県・指定都市における選挙の投票率

		期日	投票率	
知事選	宮崎県	平成26年12月21日	44.74%	過去3番目の低さ
	佐賀県	平成27年1月11日	54.61	過去最低
	山梨県	平成27年1月25日	41.85	過去最低
	愛知県	平成27年2月1日	34.93	過去2番目の低さ
市長選	北九州市	平成27年1月25日	35.88	過去最低

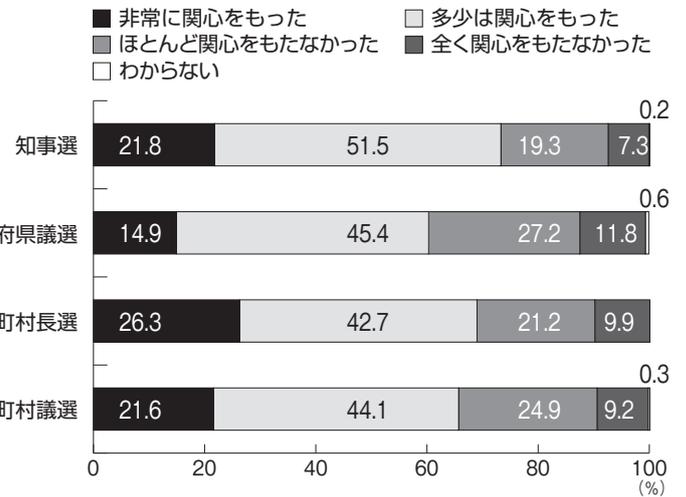
第17回統一地方選挙(平成23年4月)に関する有権者の意識調査

明るい選挙推進協会が第17回統一地方選挙後に実施した、有権者の意識調査結果から一部を紹介します。調査対象者は全国満20歳以上の男女3,000人で、無作為抽出、面接調査により実施し、1,910人の方に回答いただいたものです(回収率63.7%)。

1 選挙関心度

「今回の統一選(知事選、道府県議選、市区町村長選、市区町村議選)について、あなたはどれくらい関心を持ちましたか」

「非常に関心を持った」という回答が最も多いのは、市区町村長選挙の26.3%(前回33.9%)、次いで知事選挙の21.8%(前回27.9%)、市区町村議選の21.6%(前回29.0%)である。道府県議選に関しては、「非常に関心をもった」が14.9%(前回21.0%)で、他の選挙に比べて低く、逆に「ほとんど関心を持たなかった」「全く関心を持たなかった」という回答が他の選挙に比べて多い。前回に比べると、全般的に選挙への関心度は低下している。



2 関心のある選挙

「(国政選挙も含めて)ここに6つの選挙があてありますが、あなたがとくに関心をお持ちになる選挙を2つあげてください」

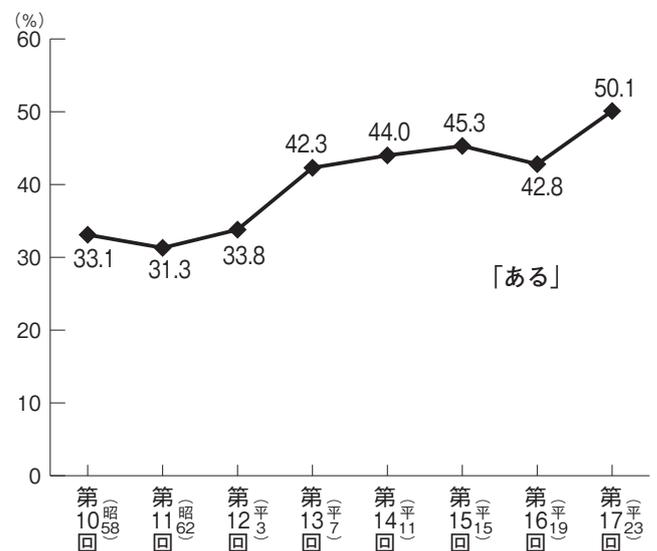
最も関心が高いのは衆議院議員選挙で、過半数の人(56.9%)が関心を持っている。同じ国政選挙でも、参議院議員選挙に言及した人は2割を超えた程度(23.5%)に過ぎない。地方選挙に関しては、都道府県に比べ市区町村の選挙の関心が高く、また、議員選に比べ首長選の関心が高いという傾向が読み取れる。なお、どの選挙にも関心を示さない、あるいはこの質問に「わからない」と回答した人が9.2%もいる。

衆議院議員総選挙	56.9%
参議院議員通常選挙	23.5
都道府県知事選挙	28.4
都道府県議会議員選挙	11.4
市区町村長選挙	30.7
市区町村議会議員選挙	22.5
どれも関心を持たない	8.2
わからない	1.0

3 候補者情報の不足

「地方選挙で『候補者の人物や政見がよくわからないために、誰に投票したらよいか決めるのに困る』という声があります。最近の地方選挙で、あなたは、そう感じになったことがありますか」

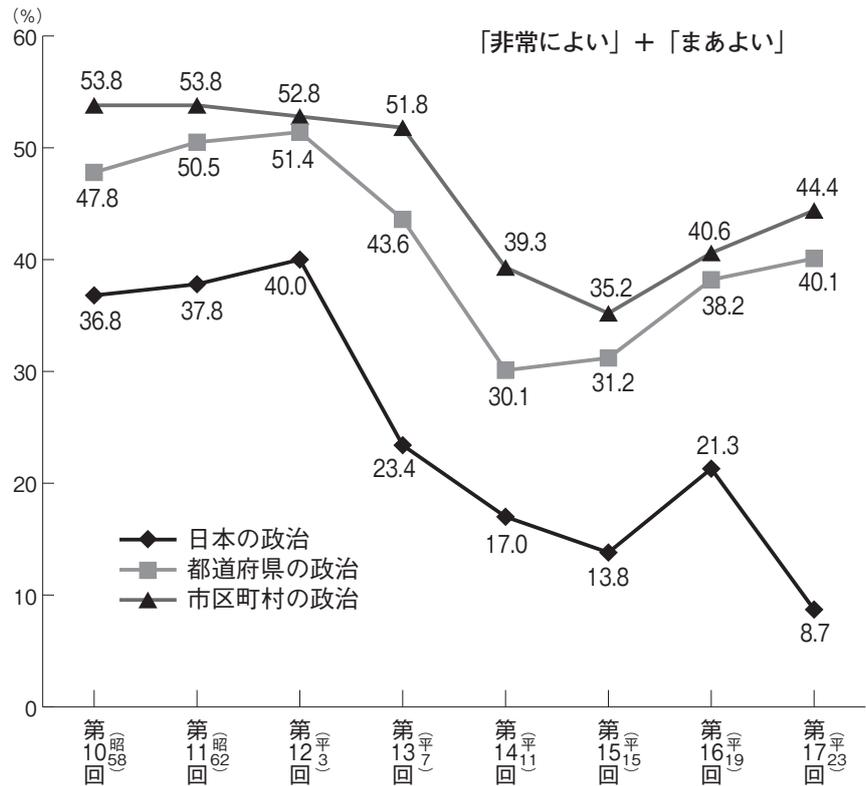
候補者情報の不足を認識している有権者の数は、増加傾向にある。第9回統一選(昭54)から第12回統一選(平3)までは、その割合が30%台の前半であったのが、第13回統一選(平7)から40%を超え、今回の統一選では50.1%と半数を超えた。その50.1%の回答者に、そう感じたのは「どの選挙でしたか」と尋ねたところ(複数回答可)、道府県議選が最も多くて65.1%、次いで市区町村議選48.1%、知事選36.2%、市区町村長選32.2%であった。



4 政治の評価

「日本の政治、都道府県の政治、市区町村の政治をそれぞれ全体として考えた場合、「非常によい」「まあよい」「あまりよくない」「非常に悪い」「どちらともいえない」のうち、どういふ感じをお持ちになりますか」

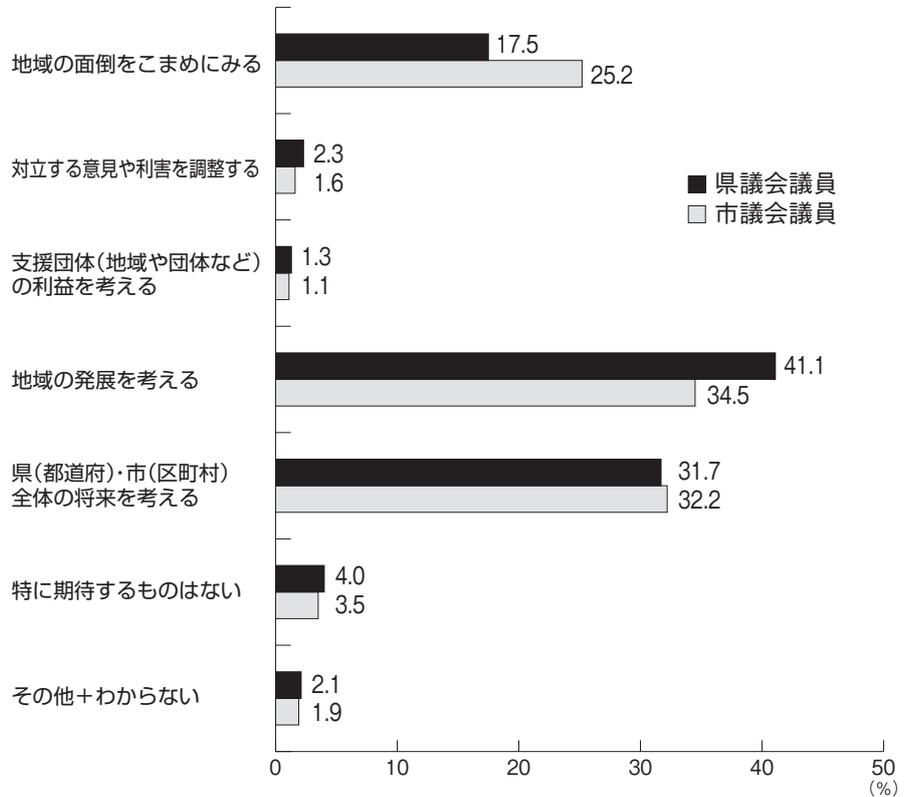
それぞれの政治に対する「非常によい」「まあよい」の肯定的評価を合計してみると、一貫して「日本の政治」より「都道府県の政治」の方が、また「都道府県の政治」より「市区町村の政治」の方がより評価が高い。今回、「都道府県の政治」および「市区町村の政治」に対する評価は前回に引き続き上がったが、「日本の政治」に対する評価は大きく下落して1割を切り、過去最低となった。



5 議員の役割

「県(都道府)議会議員(市(区町村)議会議員)に対してどのような役割を望まれていますか」

今回の調査で初めて尋ねた。都道府県議会議員、市区町村議会議員ともに、「地域の発展を考える」が最も多く、次いで「県・市全体の将来を考える」「地域の面倒をこまめにみる」の順になっている。「地域の発展を考える」という役割は市議会議員よりも県議会議員により多く期待されており、逆に「地域の面倒をこまめにみる」という役割は県議会議員よりも市議会議員により多く期待されている。



6 考慮した問題

「知事選挙、県（道府）議会議員選挙で、あなたはどのような問題を考慮しましたか」

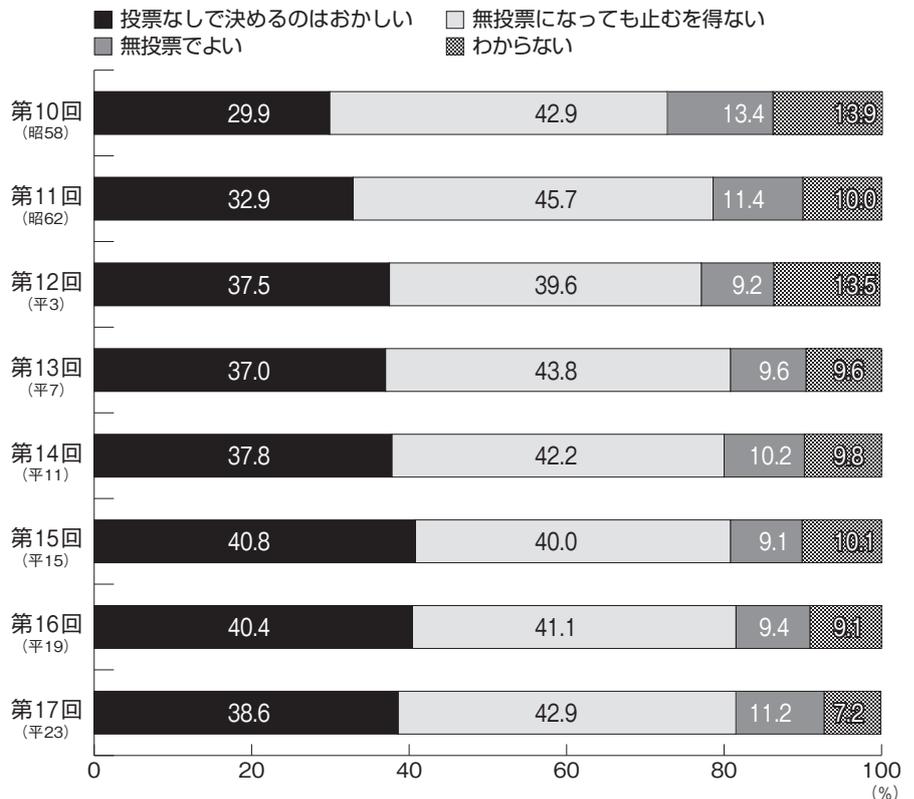
知事選、道府県議選ともに、最も選択率が高かった項目は「医療・介護」、次に高いのが「景気・雇用」で「高齢化」「年金」がこれに続いている。「医療・介護」は前回同様第1位ではあったが、選択率は前回より減少している。これに対し「景気・雇用」は選択率が大きく増加し、第2位（前回は知事選で同率2位、道府議選で5位）となった。また、「災害対策」の選択率も大きく増加したが、全体の順位はさほど高くなかった（知事選で7位、道府議選で8位）。「資源エネルギー」は今回の調査で初めて選択肢に加えたが、知事選、道府議選とも選択率は1割に満たなかった。「政策は考えなかった」は、知事選で4.8%、道府県議選で9.1%あった。

	知事選		道府県議選	
	第16回(平19)	第17回(平23)	第16回(平19)	第17回(平23)
医療・介護	46.8%	39.4%	46.6%	41.0%
景気・雇用	29.0	38.7	25.0	38.1
高齢化	28.8	34.9	29.6	30.5
年金	27.3	32.6	29.9	30.6
税金	29.0	31.0	26.4	27.2
教育	25.6	22.3	24.1	17.4
災害対策	11.1	17.8	9.0	13.8
環境	20.0	17.3	16.0	11.4
国政の動向	6.9	13.0	6.3	10.9
少子化	15.5	11.8	14.6	11.4
地域振興	10.1	10.9	15.3	16.2

7 無投票当選の是非

「今回の統一選では、道府県議会議員選挙や市区町村長選挙などに無投票当選がありますが、これについてあなたはどのように思われますか」

地方選挙においては、無投票当選者が多く、第17回統一選でも、市長15人、指定都市市長1人、町村長58人、道府県議410人、市議116人、町村議893人の合計1,493人が無投票で当選した。もともと「無投票になっても止むを得ない」と考える人の方が「投票なしで決めるのはおかしい」と考える人よりも多かったが、第12回統一選（平3）頃から「投票なしで決めるのはおかしい」と考える人が徐々に増加し、前々回（平15年）は逆転した。しかし、前回（平19）および今回（平23）は、「無投票になっても仕方がない」と考える人の方が「投票なしに決まるのはおかしい」と考える人より再び多くなっている。



小中高一貫有権者教育プログラムの開発研究

第4回

有権者教育のための 新しいカリキュラム・フレームワークとプログラム②

岡山大学大学院教育学研究科教授 桑原 敏典

我々が開発した有権者教育のための新しいカリキュラム・フレームワークは、国内外の学会で報告し、多数の意見をいただいた。特に、我が国とは教育研究の手法に大きな違いが見られる米国の社会科学の学会で報告できた意義は大きかった。

指定討論者の先生からは、欧米の民主主義国家として米国を取り上げたがオーストラリア、イギリス、カナダなどの国にも目を向けるべきではないか、また、アジアで取り上げるべきは政治システムが米国に近い日本やシンガポールではなく、それらの対極に位置する国ではないかというご意見をいただき、有権者教育研究の対象の広さと奥深さを再認識した。また、個人と社会、学校と社会の関係などを広く捉えたうえで、学校でなされるべき有権者教育のあり方を考えるべきではないかという、今後の研究の方向性にも関わる貴重なご示唆もいただいた。また、フロアからは、投票という政治行動だけではなく、政府（国家権力）に対する抵抗をどのように取り上げていくのか、最良の政治参加とはどのようなものであるべきと考えているのかという、研究テーマの本質にせまる問いが突き付けられた。以上のような厳しいご意見をいただく一方で、日本の学校教育については知識の詰め込みというイメージが強かったが、決してそうではないということを知ることができたという評価もいただいた。

■ 三つのテーマ

前号で報告したカリキュラム・フレームワークに基づいて、我々のチームは、「選挙」「議会」「税金」という3つのテーマを取り上げて、小・中・高等学校という3つの学校段階に合わせた有権者教育プログラムを作成した。

- 「選挙」プログラム開発：桑原敏典（岡山大学）
 - ・小学校中学年用プログラム「リーダーの公平な選び方～くじ？じゃんけん？選挙？」
 - ・小学校高学年用プログラム「誰が市長にふさわし

- いか～模擬投票を通して選挙について考えよう」
- ・中学校用プログラム「若者の投票率を上げるには～投票は権利か、義務か？」
- ・高等学校用プログラム「公正な選挙とはどのようなものか～一票の格差を考える」
- 「議会」プログラム開発：鴛原進（愛媛大学）、橋本康弘（福井大学）
 - ・小学校中学年用プログラム「なぜ、みんなのことを話し合いで決めるの？」
 - ・小学校高学年用プログラム「どのように市区町村議員選挙が行われるのか？」
 - ・中学校・高等学校用プログラム1「議員立法について考える～田中角栄の考え方から学ぶ」
 - ・中学校・高等学校用プログラム2「国会議員は『国民の代表』か？それとも『政党の代表』か？」
- 「税金」プログラム開発：吉村功太郎（宮崎大学）
 - ・小学校中学年用プログラム「誰がお金を出しているの？～みんなで使うもの」
 - ・小学校高学年用プログラム「税金は何に使うの？～どのようにして決めるのか」
 - ・中学校・高等学校用プログラム「税と予算の決め方～政治の重要な役割」

■ 「選挙」プログラム

ここでは、「選挙」プログラムについて、概要を紹介したい。

- ・小学校中学年用プログラム「リーダーの公平な選び方～くじ？じゃんけん？選挙？」
- クラスの委員長などは選挙で決めるが、生活班の班長などはくじやじゃんけんでも決めることもある。前者はなぜ、くじやじゃんけんではいけないのか。委員長を引き受ける確率は皆同じという点では、くじもじゃんけんも実に公平な手段である。しかし、クラスの委員長をくじやじゃんけんでは決めることには、何か違和感がある。なぜ、選挙で決めなければならないのか、選挙にはくじや

じゃんけんと違うどのような特質があるのかについて児童に考えさせるプログラムである。選挙には、構成員の考えを結果に反映させることができるという役割があり、それが民主主義社会において重要であることに気付かせたい。

・小学校高学年用プログラム「誰が市長にふさわしいか～模擬投票を通して選挙について考えよう」

高学年では、具体的な地域の政治を取り上げて、政治の働きとともに、選挙の果たす役割について考えさせたい。開発したプログラムは、具体的な政策課題(子どもの医療費の無償化)を取り上げて、自分が住む地域においてどのような政策が望ましいかを考えたうえで、この問題について異なる主張をしている市長選立候補者を想定し、候補者の主張を比較・検討したうえで模擬投票を行い、選挙の果たす役割とともに選挙で選ばれた人に求められる責任について考えさせるプログラムである。医療費の無償化については、補助の程度や対象となる年齢などが自治体によって異なっている。住んでいる自治体によって支払うべき医療費が異なるとしたら、子どもを持つ親にとってどこに住むかということは大きな問題だ。とはいえ、無償化にはそのための財源の確保が欠かせない。無償化の拡大は、その分の負担を誰かが被ることを意味しており、立場によってこの問題に対する考えは異なってくる。児童には、このように様々な立場の人の意見を集約していくのが選挙の働きの一つであることと、選挙で選ばれた人には自分に投票してくれた人の願いを実現するというに加えて、全体の代表者として少数意見も反映した政策決定が求められることに気付かせたい。

・中学校用プログラム「若者の投票率を上げるには～投票は権利か、義務か？」

小学校段階では、選挙の役割と重要性に気づかせることに重点をおいたプログラムを構想したが、中学校では、選挙という方法にも課題があり万全ではないことに気づかせたい。取り上げるのは、若者の投票率低下という問題である。先進各国が直面しているこの問題について、それぞれの国がどのように対処しているかを比較、検討させたい。日本にとってよりよい選挙の仕組みはどのようなものかを考えさせる学習を構想した。投票を義務化し、投票に行かないと罰金などが科せられ

る方法をとっている国の状況を調べたうえで、義務化も投票率の低下を防ぐ決定的な方法ではないこと、徹底するには記名投票などの方法が必要であることを確認させる。そのうえで、義務化のメリットとデメリットを比較したうえで、投票に行かない人はなぜ行かないのか、その理由を考えさせる。そして、公平性を確保したうえで、多くの人が選挙に関心を持つような仕組みを構想させプログラムは終結する。投票する権利は与えられているだけのものではなく、行使するものだという意識を持たせ、有権者としての自覚を育成することを目指したプログラムである。

・高等学校用プログラム「公正な選挙とはどのようなものか～一票の格差を考える」

高等学校用のプログラムは、選挙におけるいわゆる「一票の格差」の問題を考えることを通して、選挙における公平性の確保の重要性を理解するとともに、議会制民主主義における少数意見の尊重や代表のあり方について多様な意見をふまえながら考察することができるようになることを目指したものである。一票の格差の解消は、現代の重要な政治課題であり、選挙のたびに問題になっている。それを解消するように選挙区を見直すことは、憲法に定められた基本的人権の観点から言っても間違いなく重要なことであるが、単純に人口に比例して議員定数が割り当てられると、都市部と農村部の格差が生じることは避けられない。人口の多い都市部には多数の定員が割り当てられることになり、都市部に住む人の意見は政治反映されやすくなるだろう、一方で、農村部に住む人の意見は反映させにくくなる。この問題にも同時に対処するための仕組みを、米国の選挙制度などを参考に考えさせるように単元を構想した。

以上のプログラムの報告を中心とした有権者教育に関するシンポジウムを、2013年12月26日に岡山大学で開催をした。当日は、新潟大学の釜本健司先生による講演「我が国の中等公民教育の成立と政治教育の展開」に続いて、各チームが開発プログラムの特徴と意義を報告した。年末の忙しい時期ではあったが研究者、現職教員、学生など多数の方が参加をして下さり、熱い議論を交わすことができ、有権者教育研究に対する関心の高さを改めて実感することができた。

アメリカ中間選挙

民主党の歴史的敗北

エボラ出血熱対策や「イスラム国」への対応などへの不満からオバマ大統領の支持率が低迷する中で行われたアメリカ中間選挙(連邦議会の上下院議員、州知事を選出、11月4日投票)は、共和党が上下院とも過半数を得るなど圧勝しました。

定数100議席中36議席が改選された上院(任期6年)では、共和党が12月6日に行われたルイジアナ州の決選投票も制して24議席(9議席増)を獲得し、過半数を超える54議席としました。

中間選挙前にも共和党が過半数の議席を得ていた下院(定数435、任期2年)は、全議席が改選され、

中間選挙の結果

		政党	当選	新勢力	中間選挙前
上院 (定数100)	改選36	民主党	12	46	55
		共和党	24	54	45
下院 (定数435)	全員改選	民主党	188	188	199
		共和党	247	247	233
州知事 (50州)	改選36州	民主党	11	18	21
		共和党	25	32	29

* 上院・民主党・当選の12には、無所属の2人を含む。

** 下院は中間選挙前、欠員3

共和党がさらに議席数を増やしました。50州中36州で行われた州知事選でも共和党は躍進し、オバマ大統領の地元、

イリノイ州などを制し、25州で勝利を取めました。この結果、オバマ大統領は一層苦しい政権運営を迫られることになりましたが、共和党のマコネル院内総務は「今後われわれは、合意できる問題において、オバマ大統領と協調していく義務がある」と述べ、自由貿易や税制改革などには協力していく姿勢を示しました。

しかし、政策対立が激しい移民政策や医療制度改革では妥協の余地は少なく、オバマ大統領は議会の承認が不要な大統領令や拒否権、外交により政策を推し進めると見られています。

オバマ大統領を厳しく批判することで勝利した共和党ですが、今後は国民にどのような政策ビジョンを示せるかが課題となっています。

過去の選挙を見ると、中間選挙で議席を伸ばした党が2年後の大統領選で勝利しているとは限らず、今回の選挙結果が大統領選に与える影響は限定的との分析が主流となっています。

低迷する投票率

アメリカメディアの共同出口調査では、連邦議会

の仕事ぶりを「評価しない」が78%、「評価する」が20%でした。政府機能の一部停止など、決められない連邦議会への国民の不信感は強いものがあります。

この国民の意識を強く反映したのが今回の投票率で、推定値ながら約37%と報道されています。これは、前回2010年の中間選挙(40.9%)を約4ポイント下回り、第2次世界大戦以来の最も低い数字になると予測されています。

前出の出口調査では、30歳以下の世代の投票者に占める割合は13%で、2年前の大統領選から6ポイント減少し、逆に65歳以上は22%と6ポイント増え、割合で逆転しました。近年は、若い世代が民主党、高齢者が共和党を支持する傾向がはっきりしており、若者の投票率の低さが民主党に不利に働いたと分析されています。

上院の「1票の格差」広がる

上院の選出定員は、州の人口や面積に関係なく各州一律に2名とされ、上院議員は州の代表とされています。これは、1787年のアメリカ憲法制定の際、大きな州と小さな州の妥協の産物として生まれたとされています。当初は州議会によって選出されていましたが、1913年以降、州民の直接投票により選出されるようになりました。

今回の上院選挙では、最も人口が少ないワイオミング州(58万人)とカリフォルニア州(3833万人)を比較すると、「1票の格差」は実に約66倍となります。これに対しては、少数の意見が政治に過大な影響を与えるとの懸念が示されていますが、上院における州の代表権は憲法の中でも特に厚く保護され、改正はほぼ不可能とされています。

一方、下院の選出定員は、人口に比例するように、10年ごとの国勢調査にあわせて各州に配分され、ワイオミング州等の1名から、カリフォルニア州の53名まであります。選挙は単純小選挙区制、州内の選挙区割りには州の権限で行われます。

連邦議会の詳しい制度等については、「私たちの広場」294号を参照。



■ 第47回衆議院議員総選挙の意識調査

協会では、投票率の向上に資するため、国政選挙ごとに全国の満20歳以上の男女3,000人を対象に、選挙に関する意識調査を実施しています。

昨年12月に行われた第47回衆院選についても、郵送による意識調査を実施することといたしました。調査対象者は、選挙人名簿の中から無作為に選ばせていただきますので、もし対象者となられましたら、是非ご協力をお願いいたします。

調査結果は、後日協会のホームページに掲載する予定です。

■ 統一地方選挙用の啓発ポスター素材の提供



今年4月に実施される統一地方選挙の啓発用として、めいすいくんを使ったデザインのポスター・チラシ用の画像素材を作成しました。希望する選挙管理委員会に送付します。

■ 協会フェイスブック・ツイッター

協会では、フェイスブックで、各地の選挙管理委員会や明るい選挙推進協議会等が行う選挙出前授業や啓発イベントなどの取り組みや、政治や選挙に関するフォーラムやイベントの情報、政治選挙関連の報道等、様々な情報を多数紹介しています。また、ツイッターで、各地でのめいすいくんの活躍を紹介しています。掲載情報をご提供ください。

■ めいすいくんグッズ

協会では、啓発グッズとして、めいすいくんのタオルハンカチや鍵に取り付けるキーキャップ等を販売しています。タオルもキーキャップも保存性が高く、常に身に付けて持ち歩けるものです。

クリアファイルやメモ帳もあります。詳細は協会までお問い合わせください。



タオルハンカチ(200×200mm)



キーキャップ

■ DVD「主権者教育の推進を目指して(仮称)」製作中

「常時啓発事業のあり方等研究会」の最終報告書の内容を周知、理解促進を図るため、有識者のインタビューや各地の啓発事例等を紹介するDVDを、総務省に協力して製作中です。乞う、御期待。

表紙ポスターの紹介

◆平成26年度明るい選挙啓発ポスターコンクール
文部科学大臣・総務大臣賞作品

千賀 香凜さん 東京都八王子市立横山第一小学校4年

東良 雅人 文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官
多くの人が描かれていますが、うまくそれぞれを配置して、まとまりながらもおどけた感じで楽しい動きが感じられる作品です。一人一人の姿が生き生きと表現されていて、忙しくとも選挙に行くことの大切さが伝わってきます。

編集後記

- 特集テーマは「統一地方選挙を考える」です。今回の統一選で問われているものは何か、統一地方選挙の問題は何か、増えている無投票選挙の是非、女性の議会進出の状況はどうか、そして地域の活性化を考える視点は何か。5人の方に執筆いただきました。
- 統一地方選挙に関する資料として、統一選の経緯、実施される選挙数、投票率などのデータと、協会が前回統一選後に実施した選挙に関する意識調査の結果を掲載しました。
- 連載第4回の「小中高一貫有権者教育プログラム研究開発」は、小学生対象、中学生対象、高校生対象の各プロ

- グラム概要を紹介していただきました。18歳選挙権が現実的となった今日、たいへん示唆深いプログラムではないでしょうか。
- 情報フラッシュは、総選挙後に行われた啓発活動を紹介します。1月に各地で開催された成人式では、いろいろなテーマでの模擬投票が行われました。学校での選挙出前授業も各地で行われています。
- 政治家の寄附禁止については、3ない運動が展開されていますが、その浸透を図るため、今号では、チラシなどにも使えるページを設けました。

編集・発行 ●公益財団法人 明るい選挙推進協会

〒102-0082 東京都千代田区一番町13-3 ラウンドクロス一番町7階 TEL03-6380-9891 FAX03-5215-6780
〈ホームページ〉<http://www.akaruisenkyo.or.jp/> 〈フェイスブック〉<https://www.facebook.com/akaruisenkyo>
〈メールアドレス〉akaruisenkyo@mua.biglobe.ne.jp 〈ツイッター〉<https://twitter.com/Akaruisenkyo>

編集協力 ●株式会社 公職研



防犯パトロール車



ジャンボ絵本



実験スタジアム



一輪車



たから

宝くじはみんなの暮らしに 役立っています。

やくだ



採血車

たから

宝くじは、

あそ まな しせつ うんどうようぐ
遊んだり学んだりする施設や運動用具、

ぼうはん さいけつ しゃりよう き う
防犯・採血などの車両、樹を植えるなど、

ゆた

豊かですこやかな暮らしに役立てられています。



桜の植樹

一般財団法人 日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や
公益法人等が行う社会に貢献する事業への助成を行っています。

一般財団法人
日本宝くじ協会
<http://jla-takarakuji.or.jp/>

